

しぶかわ商工会便り

Shibukawa Societies of Commerce and Industry



発行所：しぶかわ商工会 渋川市吹屋376 TEL 0279(23)8845 FAX 0279(23)8841 発行者 松井 等

ものづくり補助金 第16次募集中 11月7日(火)締切

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善の設備投資等を支援するものです。また、業況の厳しい事業者やデジタル・グリーン分野などの生産性向上に取組む事業者に、回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠、グリーン枠、グローバル市場開拓枠で支援しています。

- ・補助上限 750万円～5,000万円（取り組む内容や従業員数により上限が異なります）
- ・補助率 1/2又は2/3（従業員数により異なります）
- ・基本要件 以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行
 - ①付加価値額+3%以上/年 ②給与支給総額+1.5%以上/年
 - ③事業場内最低賃金≧地域別最低賃金+30円



※回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠、グリーン枠、グローバル市場開拓枠の4枠には別途要件があります。

- ・審査時の加点項目 ①経営革新計画承認書 ②事業継続力強化計画認定書 ③賃上げ

※補助事業実施年度に新型コロナウイルス感染症の影響を受けることを想定して、上記の付加価値額及び賃金引上げの目標を据置き、その翌年度から3～5年の間にこの目標値を達成する計画とすることが可能です（ただし、回復型賃上げ・雇用拡大枠を除く）。

※詳しくは、ものづくり補助金総合サイト（右のQRコード）又は商工会（☎23-8845）にお問合せ下さい。

事業再構築補助金 第11回募集のご案内

ウイズコロナ、ポストコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、新分野進出、事業・業種転換、事業再編等を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に対する中小企業等への支援補助金です。

◆公募締切：令和5年10月6日（金）18時まで

◆必須要件：①事業計画について、認定経営革新等支援機関(商工会等)や金融機関の確認を受けること。

②補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3～5%以上増加又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3～5%以上増加の達成（年率平均増加率は、申請枠により異なります）。

※付加価値額とは、営業利益・人件費・減価償却費を足したものをいいます。

| 類型 | 最低賃金枠 | 物価高騰対策・回復再生応援枠 | 産業構造転換枠 | 成長枠 | グリーン成長枠 | | サプライチェーン強靱化枠 |
|------|---------------------------|---|--------------------------------|--|---|------------------|---|
| | | | | | エントリー | スタンダード | |
| 対象 | 最低賃金引上げの影響を受け、その確保が困難な事業者 | 業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者、原油価格・物価高騰等の影響を受ける事業者 | 国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者 | 成長分野への大胆な事業再構築に取り組む事業者 | 研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組みを行う事業者 | | 海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者 |
| 補助上限 | 最大1,500万円 | 最大3,000万円 | 最大7,000万円 | 最大7,000万円 | 最大8,000万円 (中堅1億円) | 1億円 (中堅1.5億円) | 最大5億円 |
| 補助率 | 3/4 | 2/3 (一部3/4) | 2/3 | 1/2 (大規模な賃上げ達成で2/3引上げ) 【補助率引上げ要件】 事業終了時点で①給与支給総額+6%以上 ②事業場内最低賃金+45円 | | | 1/2 |

※詳しくは、事業再構築補助金事務局ホームページ（<https://jigyousaikouchiku.go.jp>）でご確認頂くか商工会（☎23-8845）経営指導員にお問合せ下さい。

経営計画策定セミナーの開催

7月20日（木）に事業所の持続的な発展に向けた事業計画づくりのセミナーが開催されました。このセミナーでは、

計画・目標を有効に使えない理由

- ①計画・目標の立て方が分からない
- ②抽象的になる ③目の前の業務優先する
- ④環境変化が激しく、計画を立てても意味ない

どんな計画・目標を立てればよい？

- ①会社の理想・将来目的の合致した方針
- ②自社（強み・弱み）、外部環境（機会・脅威）を計画に反映
- ③計画内容を具体的に（SMARTに沿った事項）

(SMART (スマート) な目標設定)

- S : Specific (具体的にする) 5W1H (なぜ、誰が、何を、いつ、どこで、どのように) を明確化
- M : Measurable (測定可能にする) 数値的・活動目標を客観的基準設定で、達成の有無判断できるように
- A : Achievable (達成可能なもの) 会社の達成可能なレベルを見極め、現実的に可能な目標設定
- R : Result-based (組織成果に基づく) 会社組織や社会貢献への行動内容
- T : Time-bound (時間を意識させる) 計画の期間を設定する

また、計画達成のために、計画作成の際に客観的な視点や計画に対する理解者（商工会・専門家・経営者仲間）のフォローを得ることで達成度がアップするとのことでした。

事業計画の策定は、補助金申請はもちろんですが事業継続のためにも役立ちますので、事業計画を策定されてはどうか。



商工会では新規会員を募集しています

地域の小規模事業者や中小企業者の持続的な発展のための支援をしています。

資金繰り、経理税務、経営改善、補助金申請、販路開拓、事業承継、起業などお気軽にご相談ください。

お近くで未加入の事業所をご存知でしたらご紹介下さい。

インボイス制度対応セミナーの開催

消費税に係る「インボイス制度」が、本年10月1日からのスタートにあたりインボイス登録の有無に係らず「インボイスの仕組み」や「事務的に何をどうするのか」の不安を抱えている事業者の方々に理解を深めていただくと共に、対応策を図っていただくために7月24日（月）に「インボイス制度対応セミナー」を開催いたしました。

セミナーでは、



| 項目 | 内容 | 適用期間等 |
|-------------------------|---|--|
| ①消費税のポイント | 消費税の仕組み | |
| ②インボイス制度のポイント | 請求書等や帳簿保存の要件 | |
| ③インボイス制度への対応～実務のここが変わる～ | 複数科目の仕訳、仕入税額控除の経過措置、領収書保存不要、銀行引落のみの取引場合の必要対応 | |
| ④免税事業者が考えなければならぬこと | 免税事業者の継続或いはインボイスの登録で課税事業者になるか等の選択（適格請求書発行なしの場合、消費税を外税加算は取引先が二重課税となる。） | 課税事業者の経過措置として当初3年80%その後3年50%が仕入税額控除できる |
| ⑤インボイス制度への対応を判断するということ | 農協・卸売市場・媒介者（JA直売所）特例対応 | |
| ⑥令和5年度税制改正 | ・免税事業者が課税事業者になると消費税額は売上税額の20%適用の選択が可。（簡易課税制度の選択も検討） | 令和8年9月30日の属する課税期間 |
| | ・仕入が1回税込1万円未満の請求書等は保存しなくても、帳簿への記帳で可。当初の6年間（ただし、基準期間(2年前)の課税売上高が1億円以下又は特定期間5千万円以下） | 令和11年9月30日までの課税仕入 |
| | ・すべての課税事業者が、1万円未満の少額な値引き等は返還インボイス不要 | 期間適用なし |
| ⑦押さえておきたい改正電子帳簿保存法 | 電子帳簿の保存や取引情報のスキャナ保存・電子取引の要件 | |
| ⑧実務対応 | インボイスの書類確認や保存方法の検討、免税事業者との取引 | |

の内容で具体例を交えての講習でした。

※詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）でご確認いただくか商工会（☎23-8845）にお問合せ下さい。

免税事業者の検討事項

| 事項 | 内容 |
|--------------------|---|
| 免税事業者の継続か課税事業者となるか | <ul style="list-style-type: none"> 取引先の多くが一般の消費者の場合免税事業者の継続が考えられる 取引先の多くが課税事業者の場合インボイス登録で課税事業者となるか |
| 免税事業者と課税事業者の取引への影響 | <p>免税事業者がインボイス登録ない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引先との数量等に影響が出る可能性が考えられる 取引先の仕入控除税額に影響が出る（左記表の④の摘要欄に記載の通り） 消費税を内税にするか（外税の場合、取引先が二重課税となる） <p>免税事業者がインボイス登録した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 免税事業者に消費税の納税が生じる（左記表の⑥の20%適用が可） 請求書、領収書等や帳簿への記載で事務負担増となる |

青年部「伊香保ハワイアンフェスティバル2023」に出店

8月1日（火）～4日（金）に伊香保町の渋川市営物産駐車場をメイン会場で、石段街中腹に街角会場を設けて開催されました。メイン会場と文学の小路にハワイアン衣装や飲食などの業者が出店され多くの観光客やエントリーされた出場者で盛大に実施されました。メイン会場の一角にしづかわ商工会青年部として「コンニャクパイオカドリンク」の模擬店を初出店し会場の賑やかさに貢献されました。



【女性部活動】

今年も「ほおずき」販売も実施す



「ほおずき」の販売は、伊香保町商工会の時代から女性部活動として長年にわたり実施されてきた事業であり、現在も毎年、6月に女性部員や商工会員などに販売しています。

6月から8月に伊香保では、旅館やホテル、飲食店等の店先に飾られ、その連続した「ほおずき」の実の朱色と「ほおずき」が入った籠に吊るされた風鈴の音で、涼感が得られると共に懐かしさを感じられ、県内外からの観光客の皆様の目と耳を楽しませる風物詩となっていました。

料理教室の開催

8月23日（水）に赤城公民館で参加者20名の下、支部廃止後の部員相互の交流を深め一体感熟成を図る事業として開催されました。講師を部員の岩田八代江さん（子持・岩田屋）にお願いし、昔は家庭でも作られていた炭酸まんじゅうの作り方について、ご指導いただきながら手作業と和やかな会話も交わされる中、商品化も期待できるようなまんじゅうが出来上がりました。また、役員さんの加入勧奨で40代を含む9名の方に入会頂きました。



お知らせ イベント情報

| イベント名 | 開催日 | 会場 |
|---------------------|------------------|----------------------|
| 伊香保まつり | 9月18日（月）～20日（水） | 伊香保石段街・伊香保神社 |
| たちばな古里まつり&湖上花火大会 | 9月24日（日） | 北橋行政センター前庭&愛宕山ふるさと公園 |
| 赤城ふれあいまつり | 10月21日（土） | 赤城公民館前駐車場 |
| しづかわふるさとまつり | 10月28日（土） | 子持ふれあい公園 |
| しづかわブランド物産展in道の駅こもち | 11月11日（土）～12日（日） | 道の駅こもち |

令和5年度相続税及び贈与税の税制改正 令和6年1月1日施行

相続税法及び租税特別措置法の一部が改正され、主な内容は以下のとおりです。

【改正1 贈与税・相続税】相続時精算課税に係る基礎控除の創設（相続時精算課税とは、贈与した財産を相続時に相続財産に加算する方法）

財産を贈与する際に、通常の贈与税計算と相続時精算課税とがあります。従来、通常計算には基礎控除110万円があり、相続時精算課税には基礎控除がありませんでした。今回の改正で、特定贈与者から財産贈与の際に相続時精算課税を選択した場合に基礎控除110万円が適用できるようになります。ただし、相続時精算課税には要件として①受贈者は18歳以上の子・孫、②特定贈与者は60歳以上の祖父母・父・母、③令和6年1月1日以後に贈与により取得した財産が対象。

また、特定贈与者の死亡により相続税の課税価格に加算される令和6年1月1日以後の贈与された財産の価格は、基礎控除額を差し引いた残額とされます。

改正前 贈与財産 3,000万円の場合

$$3,000万円 - 2,500万円（特別控除） = 500万円 \times 20\% 課税 = 100万円（納付額）$$

改正後 3,000万円 - 110万円（基礎控除） - 2,500万円（特別控除） = 390万円 \times 20% 課税 = 78万円（納付額）

【改正2 相続税】相続時精算課税に係る土地または建物の価格の特例の創設

相続時精算課税選択者が、特定贈与者から贈与により取得した土地又建物について、贈与した日から特定贈与者の死亡に

よる相続税の申告期限までの間に、令和6年1月1日以後に災害によって一定（10%以上）の被害を受けた場合、相続税の課税価格に加算されるその土地又建物の価格は、贈与時の価格からその災害による被災価格を控除した残額とすることができる。

【例】 贈与時建物価格2,000万円の場合 災害時の想定価格1,600万円 被災額300万円
 一定の被災額 $10\% \leq 300\text{万円} (\text{被災額}) / 1,600\text{万円} (\text{想定価格})$
 相続時における加算価格 $2,000\text{万円} - 300\text{万円} = 1,700\text{万円}$

【改正3 相続税】 暦年課税による生前贈与の加算対象期間の延長 相続前3年以内から7年以内に

| 贈与の時期 | | 加算対象期間 |
|-------------|----------------------|----------------|
| ～令和5年12月31日 | | 相続開始前3年間 |
| 令和6年1月1日～ | 贈与者の相続開始日 | |
| | 令和6年1月1日～令和8年12月31日 | 相続開始前3年間 |
| | 令和9年1月1日～令和12年12月31日 | 令和6年1月1日～相続開始日 |
| | 令和13年1月1日～ | 相続開始前7年間 |

【改正4 相続税】 暦年課税による生前贈与の加算対象期間延長の4年間に取得した財産の控除の創設

相続又は遺贈により財産を取得した方が、相続開始前7年以内（改正前は3年以内）にその相続に係る被相続人から暦年課税による贈与財産を取得したことがある場合、その贈与による取得財産の価格を相続税の課税価格に加算することとされている。ただし、延長された4年間の贈与による取得財産の合計価格から100万円まで控除でき、その残額を相続税課税価格に加算することとされます。

商工会会費後期分の口座振替のお知らせ

会費後期分（10月～3月分）を **10月16日（月）** に口座振替

をさせていただきますので、ご協力をお願いします。

会議・セミナー等の行事予定等（令和5年8月20日現在）

- 令和5年9月14日（木） 女性部三芳町商工会（埼玉県）女性部との交流会で来所
- 9月15日（金） 金融審査会
- 9月26日（火） 渋川商工会議所との経済懇談会
- 10月2日（月） 改革推進委員会及び企画委員会
- 10月24日（火） 会長研修会
- 10月30日（月） 理事会

新会員のご紹介（令和5年5月～令和5年7月）理事会承認（順不同・敬称略）

会員数 908名（令和5年7月26日現在）

| 事業所名 | 代表者名 | 住所 | TEL | 業種／部会 |
|--------------|-------|------------------|---------------|-------------|
| 勝建 | 勝見 正彦 | 渋川市中郷450-7 | 090-1554-1404 | 建築業/工業部会 |
| しぶかわ商工会青年部 | 荒木 清隆 | 渋川市吹屋376 | 0279-23-8845 | 青年部副部長 |
| TO BE COFFEE | 戸部 翔太 | 渋川市伊香保町伊香保557 | 050-7120-7236 | 飲食業/商業部会 |
| 炭焼き酒場ぶんきち | 砂川 貴博 | 渋川市伊香保町伊香保192-2 | 080-1002-2344 | 飲食業/商業部会 |
| カギの群馬ロックサービス | 惣蔵千香良 | 渋川市北橋町箱田732-1 | 0279-26-9168 | 鍵サービス/商業部会 |
| 益央工業（株） | 島崎 勝仁 | 渋川市北橋町下箱田625-169 | 027-231-1501 | 製造業/工業部会 |
| リベロジェラート | 高山 真琴 | 渋川市北橋町下南室187 | 090-8492-8167 | 食品製造販売/商業部会 |
| Natur | 青木 佑太 | 渋川市北橋町八崎1270 | 080-5087-4544 | 飲食業/商業部会 |
| 斎藤建材工業 | 斎藤 弘 | 渋川市北橋町下南室573-2 | 090-6710-7506 | 運送業/商業部会 |
| Huggy's farm | 萩原 久子 | 渋川市北橋町小室1132-2 | 080-4191-1808 | 惣菜製造卸/商業部会 |
| (有)水香苑 | 陽田 高広 | 渋川市伊香保町水沢112-5 | 0279-25-8989 | 飲食業/商業部会 |
| | 角田 敏彦 | 渋川市赤城町長井小川田1276 | 0279-56-7285 | 鉄筋工/工業部会 |

しぶかわ
商工会



商工会ホームページQR

本所 〒377-0203 渋川市吹屋376 TEL 0279-23-8845 FAX 0279-23-8841
 URL <http://shibu-s.org> e-mail shibukawa@shibu-s.org

- 子持支所 〒377-0203 渋川市吹屋376
TEL 0279-23-8845 FAX 0279-23-8841
- 北橋支所 〒377-0062 渋川市北橋町真壁2345-1
TEL 0279-52-3007 FAX 0279-52-4103
- 赤城支所 〒379-1104 渋川市赤城町敷島568-1
TEL 0279-56-3223 FAX 0279-56-3975
- 伊香保支所 〒377-0102 渋川市伊香保町伊香保136-9
TEL 0279-72-3588 FAX 0279-72-3590

